

資 料 編

伊勢広域環境組合ごみ処理施設基本計画策定委員会

(1) 委員構成

伊勢広域環境組合ごみ処理施設基本計画策定委員会

委員名簿

氏 名	区 分
深 草 正 博	知識経験を有するもの（皇學館大学）
加 藤 忠 哉	知識経験を有するもの（三重大学）
荒 井 喜久雄	公共的団体等の代表者（全国都市清掃会議）
奥 野 長 衛	地域住民（建設候補地自治会）
中 西 司	地域住民（建設候補地自治会）（令和2年1月～令和2年3月）
奥 野 里 路	地域住民（建設候補地自治会）（令和2年4月～）
杉 山 謙 三	地域住民（伊勢市）
寺 前 好 美	地域住民（明和町）
藤 川 和 彦	地域住民（玉城町）
岡 村 広 彦	地域住民（度会町）
水 谷 博 和	関係行政機関の代表者（三重県）（令和2年1月～令和2年3月）
宮 原 章 吉	関係行政機関の代表者（三重県）（令和2年4月～令和3年3月）
西 田 憲 一	関係行政機関の代表者（三重県）（令和3年4月～）
藤 本 宏	関係行政機関の代表者（伊勢市）
出 口 昌 司	関係行政機関の代表者（伊勢市）
森 本 真 成	関係行政機関の代表者（伊勢市）
松 井 友 吾	関係行政機関の代表者（明和町）（令和2年1月～令和2年3月）
西 尾 仁 志	関係行政機関の代表者（明和町）（令和2年4月～）
見 並 智 俊	関係行政機関の代表者（玉城町）（令和2年1月～令和2年3月）
山 口 成 人	関係行政機関の代表者（玉城町）（令和2年4月～）
中 西 章	関係行政機関の代表者（度会町）（令和2年1月～令和2年3月）
森 井 裕	関係行政機関の代表者（度会町）（令和2年4月～）

(2) 委員会開催経過

伊勢広域環境組合ごみ処理施設基本計画策定委員会 開催経過

年度	開催回数	日程	主な審議事項
令和元年度	第1回	令和2年 1月29日(水)	①これまでの経緯 ②スケジュールについて
	第2回	令和2年 3月17日(火)	①ごみ処理施設整備の基本コンセプト及び基本方針 ②新施設の処理対象物 ③処理方式の評価・選定手順 ④配置計画の検討における手順 ⑤施設整備に係る敷地条件・法規制条件 ⑥先進地視察
令和2年度	令和2年4月		先進地視察 →新型コロナウイルス感染症の影響により中止
	第3回	令和2年 7月14日(火)	①施設規模 ②既存施設の利用方法 ③計画基本条件(計画ごみ質、公害防止基準、ピット容量、基本処理フロー等) ④施設運営計画(運転条件、ごみ搬入条件、ユーティリティ条件等) ⑤処理方式の評価・選定方法の設定 ⑥施設のゾーニング ⑦プラントメーカーへのアンケート調査(アンケートの目的及び調査内容、アンケート調査対象の選定) ⑧環境配慮事項
	第4回	令和2年 9月1日(火)	①エネルギー利用計画 ②環境学習計画 ③防災機能計画 ④アンケートの提出依頼(事業概要書、技術提案書等の作成要領書、様式集)
	第5回	令和2年 11月10日(火)	①施設計画(土木建築計画、プラント設備計画) ②施工計画 ③エネルギー利用に係るアンケートについて
	第6回	令和3年 1月26日(火)	①他施設等の紹介 ②処理方式の評価・選定 ③アンケート調査結果(プラントメーカーへのアンケート、エネルギー利用に係るアンケート)
	第7回	令和3年 3月16日(火)	①施工計画 ②エネルギー利用計画 ③環境学習計画 ④防災機能計画 ⑤施設計画(配置動線計画、諸室計画、エネルギー回収施設基本計画、マテリアルリサイクル推進施設基本計画) ⑥運営・維持管理計画 ⑦財源計画
	第8回	令和3年 5月26日(水)	①ごみ処理施設整備基本計画の策定について ②ごみ処理施設整備基本計画(案)について ③ごみ処理施設整備基本計画 概要版(案)について
令和3年度	第9回	令和3年 10月27日(水)	①意見募集及び住民説明会の結果について ②ごみ処理施設整備基本計画(最終版) ③答申について

(3) 答申

伊勢広域環境組合

管理者 鈴木 健一様



令和3年11月19日

伊勢広域環境組合ごみ処理施設

基本計画策定委員会

委員長

深草正博

答 申 書

令和2年1月29日付け01広環業第449号で諮問のあった伊勢広域環境組合の新たなごみ処理施設の整備のあり方について、別添のごみ処理施設整備基本計画（答申）を提出します。

委員会では、安全・安心、環境性、継続性等の観点から、可燃ごみの処理方式や施設規模、計画ごみ質、公害防止基準、エネルギー利用計画、防災機能計画、土木建築計画、財源計画などについて、検討を実施しました。

伊勢広域環境組合におかれましては、答申の内容を踏まえ、「ごみ処理施設整備基本計画」を策定されることを要望します。

また、事業実施に際しては地域の方々にご理解をいただけるよう十分かつ丁寧な説明をしていくとともに、基本コンセプトで掲げた「安全・安心を確保しつつ、循環型社会の形成と廃棄物エネルギーの有効利用にも配慮した、地域に親しまれる施設」を目指し、構成市町とともに実現させることを期待します。

ごみ処理施設整備基本計画（答申）

令和3年11月

伊勢広域環境組合ごみ処理施設基本計画
策定委員会

目次

第1章 施設整備の基本方針.....	1
1.1 基本計画の目的.....	1
1.2 基本計画の構成.....	1
1.3 基本コンセプト及び基本方針.....	2
第2章 全体計画.....	5
2.1 計画条件の整理.....	5
2.2 立地条件等の整理.....	23
2.3 環境保全計画.....	34
2.4 エネルギー利用計画.....	42
2.5 環境学習計画.....	54
2.6 防災機能計画.....	66
第3章 エネルギー回収施設基本計画.....	75
3.1 基本システムの検討.....	75
3.2 プラント基本計画.....	110
第4章 マテリアリサイクル推進施設基本計画.....	117
4.1 基本システムの検討.....	117
4.2 プラント基本計画.....	123
第5章 土木建築計画.....	133
5.1 配置動線計画.....	133
5.2 諸室計画.....	147
5.3 建築デザイン計画.....	154
5.4 構造計画.....	154
5.5 建築設備計画.....	155
5.6 バリアフリー計画.....	155
5.7 外観計画.....	155
第6章 施工計画.....	157
6.1 施工計画に係る配慮事項.....	157
6.2 工事工程計画.....	158
第7章 運営・維持管理計画.....	165
7.1 基本構想において決定した事業方式（DBO）.....	165
7.2 運営・維持管理期間の検討.....	165
7.3 民間事業者の運営・維持管理業務範囲の検討.....	166
7.4 民間事業者の運営・維持管理業務の基本的内容.....	169
7.5 運営・維持管理業務終了時の条件.....	171
第8章 財源計画.....	173
8.1 概算事業費.....	173
8.2 財源の検討.....	177
8.3 本事業の財源計画.....	180

ごみ処理施設整備基本計画（答申）

（第1章から第8章及び用語解説の内容は、本基本計画と同様）



答申書の提出（令和3年11月19日 答申時に撮影）

(4) 条例等

○伊勢広域環境組合ごみ処理施設基本計画策定委員会条例

平成 31 年 3 月 27 日

組合条例第 1 号

(設置)

第 1 条 伊勢広域環境組合の新たに整備するごみ処理施設（以下「新施設」という。）に係る諸事項について、総合的に調査及び検討を行うため、伊勢広域環境組合ごみ処理施設基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務等)

第 2 条 委員会は、伊勢広域環境組合管理者（以下「管理者」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 新施設の安全性、安定性、経済性、効果性及び公害防止基準の環境への配慮等、新施設の基本計画に関すること。
- (2) 新施設整備に伴う各種調査に対する意見、審査等に関すること。
- (3) その他新施設の整備に関して必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 公共的団体等の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 地域住民
- (5) その他管理者が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

○伊勢広域環境組合ごみ処理施設基本計画策定委員会条例施行規則

平成 31 年 3 月 27 日

組合規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、伊勢広域環境組合ごみ処理施設基本計画策定委員会条例（平成 31 年組合条例第 1 号）第 5 条の規定に基づき、伊勢広域環境組合ごみ処理施設基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第 2 条 委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第 3 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 4 条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 5 条 委員会の庶務は、業務課において処理する。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

用語解説

用 語		説 明
い	硫黄酸化物 (SO _x)	硫黄の酸化物の総称で、一酸化硫黄、二酸化硫黄等があり、通称「ソックス (SO _x)」ともいい、大気汚染防止法により排出が規制されている。 石油や石炭等の化石燃料など硫黄分を含んだものを燃焼する時に排出される。
い	一般廃棄物処理事業債	一般廃棄物処理施設を整備する際に、借り入れることのできるお金のことをいう。
え	エネルギー回収施設	ごみの焼却によって発生する熱エネルギーを、発電や熱（温水、蒸気）として回収する施設のことをいう。
え	塩化水素 (HCl)	水素と塩素の化合物で、大気汚染防止法により排出が規制されている。 塩化物を含むプラスチック、ビニール等を燃焼することにより発生する。
え	延命化	性能が低下した基幹的設備・機器の更新等の整備を行い、施設の性能を長期に渡り維持することをいう。
か	環境影響評価	廃棄物処理施設の整備に当たって、事業の実施が環境に及ぼす影響について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。 三重県環境影響評価条例に基づき実施する必要がある。
か	元利償還金	借り入れた元金と利子の合計のことをいう。返済が必要な金額。
き	基準ごみ	平均的なごみ質のことをいい、ごみ焼却施設の計画に際して、焼却炉設備の基本設計値やごみピットの容量を決めるための指標となる。
こ	高質ごみ	水分が少なく、発熱量が高いごみのことで、エネルギー回収施設の設計時における設計最高ごみ質のこと。
こ	交付税措置	お金を借り入れて大きな建物などを建設し、その後返済をしていくときに、国が地方交付税を増額する仕組みがある。その増額分の見込み。
こ	ごみ質	ごみの物理的あるいは化学的性質の総称であり、通常、三成分（水分、可燃分、灰分）、単位体積重量（見掛比重）、物理組成（種類別組成）、化学組成（元素組成）及び低位発熱量等でその性質を表示する。
さ	サーマルリサイクル	ごみの焼却によって、発生する熱をエネルギーとして回収することをいう。
さ	災害廃棄物	地震や津波、洪水などの災害に伴って発生する廃棄物のことをいう。
さ	三成分	可燃ごみのごみ質を示す指標の一つで、水分、可燃分、灰分のこと。 水分は乾燥させることにより減った量のことであり、乾燥したごみを燃やしたときに、燃え残った量を灰分、燃えて減った量を可燃分という。
し	指定法人ルート	マテリアルリサイクル推進施設で生成された資源物を、容器包装リサイクル法で定められた指定法人（再商品化事業者）に引き渡し、リサイクルを委託するルートのことをいう。

用 語		説 明
し	循環型社会	廃棄物等の発生抑制、資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」をいう。
し	循環型社会形成推進交付金	廃棄物の3R（リデュース《発生抑制》、リユース《再使用》、リサイクル《再生利用》）を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進することにより、循環型社会の形成を図ることを目的とした交付金をいう。
し	焼却灰	可燃ごみを焼却処理した際に残った燃え殻のことをいう。焼却時に発生する排ガスに含まれるばいじんである飛灰と区別して主灰ともいう。
せ	選別可燃物	マテリアルリサイクル推進施設で選別処理する際に発生した可燃物のことをいう。
た	ダイオキシン類	同じような構造を持つ200種類以上ある物質の総称である。他の多くの化学物質と異なり、製造を目的として生成されたものではなく、物の燃焼や化学物質の合成等の過程で副産物として生成される。
ち	窒素酸化物（NO _x ）	窒素の酸化物の総称で、一酸化窒素、二酸化窒素等があり、NO _x （ノックス）ともいい、大気汚染防止法により排出が規制されている。高温での焼却に伴い発生する。
て	低位発熱量	ごみを焼却炉で燃焼させた時に生じる熱量のことをいう。
て	低質ごみ	水分が多く、発熱量が低いごみのことで、熱回収施設の設計時における設計最低ごみ質のこと。
と	都市計画決定	地域の土地利用や地域の発展に大きな影響を及ぼすものについて計画を定めることをいう。 都市計画法に基づき実施する必要がある。
と	トレンド法	過去の動態（傾向）が、将来も同じように推移するという考え方に基づく推計方法であり、数学的手法を用いて将来推計を行う方法のことをいう。
ね	熱しゃく減量	焼却灰中に残っている未燃分の重量%を表す値で、焼却処理における無公害化、安定化の程度を示す指標のことをいう。
は	ばいじん	すすや燃えかすの固体粒子状物質で、無機物質、有機物質、各種金属等が含まれる。
は	バグフィルタ	焼却炉の排ガス中の煤じんをろ過捕集する集じん装置の一つで、ろ布と呼ばれる織布や不織布の袋状のフィルタのことをいう。
は	破碎可燃物	マテリアルリサイクル推進施設で破碎処理する際に発生した可燃物のことをいう。
は	パブリックコメント	公的な機関が、政策を実施していく上で規則などを制定しようとする際に、広く公（＝パブリック）に、意見・情報・改善案など（＝コメント）を求める手続きのことをいう。
ひ	飛灰	ごみなどを燃やして処理する時に発生する灰のうち、排ガス出口の集じん装置で集めたばいじんと、ボイラ等に付いて払い落とされたばいじんの総称。
ふ	プラットホーム	ごみピットにごみを投入する場所のことをいう。

用 語		説 明
ふ	プラント メーカー	廃棄物処理施設の設計・建設を行う企業のことをいう。
ま	マテリアル リサイクル	ごみを原料として再利用することで、マテリアル（物）からマテリアル（物）への再生利用（リサイクル）をいう。
ま	マテリアルリサイ クル推進施設	廃棄物を材料・原料として利用するために、廃棄物の破砕、選別、圧縮等を行うことにより、リサイクルを進めるための施設のことをいう。
よ	用途地域	都市計画法に基づく地域地区の一つで、建築可能な建物の用途（住居、商業、工業）等を定めた地域のことをいう。
ら	ライフサイクルコ スト	製品や構造物がつくられてから、その役割を終えるまでにかかる費用の全体をとらえたもの。
り	リサイクル プラザ	伊勢広域環境組合の施設の一つで、資源化棟とプラザ棟から成る。
D	DBO	公設民営方式の一つで Design-Build-Operate(デザイン・ビルド・オペレート)の略。 公共所有の下で新たな施設の整備及び長期包括委託による運営・維持管理を一括発注・契約する方式をいう。
F	FIT	再生可能エネルギーの固定価格買取制度（Feed-in Tariff）の略。太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスの再生可能エネルギー源を用いて発電された電気を、国が定める価格で一定期間電気事業者が買い取ることを義務付ける制度のことをいう。
S	SDGs	日本語で持続可能な開発目標をいい、Sustainable Development Goals の略。2015 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。

伊勢広域環境組合

〒515-0505 伊勢市西豊浜町 653

TEL 0596-37-1218

FAX 0596-37-1740

E-mail ikkj@iserisaikuru.jp

H P <https://www.isekouiki.or.jp/>
